

京都市建設局所管の都市公園における自動販売機設置・維持管理事業者募集要項

京都市建設局所管の都市公園（以下「公園」という。）における防災機能の向上と更なる利便性向上を目的として、災害対応型自動販売機の設置・維持管理をしていただける事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。応募される場合は、必ずこの募集要項を確認し、各条件を御了承のうえ、お申し込みください。

1 募集の概要

(1) 業務内容

自動販売機及び空容器回収箱の設置・維持管理業務

(2) 設置許可期間

令和4年9月1日から令和7年8月31日まで（Eブロックにあつては、令和4年9月1日から令和5年3月31日まで）

なお、自動販売機の設置、撤去等に要する期間は、許可期間に含む。

(3) 設置場所及び年間使用料

5ブロック83公園内。

最低使用料を下限として、事業者が提案した額を年間使用料（Eブロックにあつては、7か月間の使用料）とする。

なお、自動販売機の運転により必要な電気使用料は、別途、設置事業者が負担すること。

ブロック	設置公園数	設置台数	最低使用料	(参考) 令和3年度売上本数
A	18	22	232,320円/年	72,330
B	22	23	242,880円/年	96,651
C	30	31	327,360円/年	93,332
D	12	13	137,280円/年	55,595
E	1	2	12,320円/7か月	9,715

※1 ブロックの詳細については、別紙参照。

※2 園内の設置場所については、設置事業者決定後、本市と協議のうえ決定。

2 応募資格要件

応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であり、かつ公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていない者。

または、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者。

- (2) 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績があり、円滑に実施していた実績を有する者。

3 設置の条件

- (1) 取扱商品及び販売価格について

ア 取扱商品

缶又はペットボトル等（びんを除く。）の密閉式の容器に入った清涼飲料水とする。酒類（ノンアルコール飲料を含む。）の販売は禁止する。

イ 販売価格

公園内に設置することを踏まえ、適正な価格を設定すること。

(2) 設置機種について

ア 寸法

- (ア) 自動販売機 : 幅=1, 200mm程度、奥行=850mm程度、
高さ=1, 850mm程度
- (イ) 空容器回収箱: 容量=90リットル程度。ただし、多くの空き缶等のゴミが発生する場合は、増設等を行うこと。
また、別紙に指定する箇所には、スチール製の回収箱
(W500×D565×H1830mm程度)を設置するほか、記載にあるとおり対応すること。

イ 災害対応型の機種であること

- (ア) 自動販売機の本体正面の目立つ位置に、災害対応型である旨を表示すること。
- (イ) 災害発生時に飲料を無償で市民に提供することを前提とした機器とし、災害発生時において本市が必要と判断した場合は、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。
- (ウ) 災害時にキースイッチの操作が必要な機種については、設置事業者がキースイッチを1本保管するとともに、本市にも1本提出すること。なお、本市に提出されたキースイッチを、災害時に本市が委託・依頼する事業者に貸与する場合がある。

ウ 環境に配慮した機種であること

センサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯機能を有しているほか、省エネルギー機やノンフロン対応機といった環境対策機能を有した機器とすること。

エ 景観に配慮したデザインであること

- (ア) 自動販売機及び空容器回収箱は、マンセル値10R3/2相当のこげ茶色に塗装すること。
 - ※1 本市では、景観に関する様々な地区の指定や建造物の指定等を行っており、公園の所在によっては工事着工前に申請等を要するため、事業者において規制区域を確認の上、必要な手続きを行うこと。
 - ※2 規制区域や手続きに係る詳細は、都市計画局都市景観部のホームページを参照すること。(https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281799.html)
- (イ) 広告物の表示は、自動販売機及び空容器回収箱の1立面当たり10%以内の面積とし、自動販売機への広告等のステッカーの貼付は禁止する。
 - ※3 先斗町公園については広告物の表示を認めない。

オ 公衆無線 LAN サービスを提供すること (指定箇所に限る)

別紙に指定する箇所においては、公衆無線 LAN サービスを提供すること。

- (ア) サービス提供に要する機器設置費用及び通信費用は設置事業者負担とする。
- (イ) 通信容量は無制限とすること。

(3) 設置に関する工事等について

ア 自動販売機等の設置、撤去及び原状回復

- (ア) 自動販売機等の設置、撤去及び原状回復は、本市と協議のうえ設置事業者自らの責任で行うこと。これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者が負担すること。
- (イ) 自動販売機設置箇所に植栽等の公園施設が支障する場合は、本市と協議のうえ、設置事業者の負担により移設等を行うこと。

イ 自動販売機の電源確保

- (ア) 自動販売機の運転に必要な電気は、原則として設置事業者が電気事業者との間で契約を締結のうえ、供給を受けること。これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者が負担すること。
- (イ) 引込柱が自動販売機設置箇所がない場合は、事業者が自動販売機横に引込柱を設置し、関電柱（電線）から直接引込むこと。
- (ウ) 自動販売機設置予定箇所直近の公園施設（分電盤、便所、ハンドホール等）からの電源確保も認める場合がある。その場合は、子メーターを設置し、四半期（3箇月）ごとに電気使用料を本市に支払うこと。
- (エ) 電気事業者の規則等により設置事業者と直接契約できない場合及び電源の確保が著しく困難な場合は、本市と協議を行うこと。
- (オ) 電源設備は自動販売機設置期間終了後、本市と協議を行い、問題ない場合は撤去せず現地に存置することも可とする。

ウ 耐震対策等

自動販売機の設置に当たっては、耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置することとし、これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者が負担すること。

エ その他

自動販売機の盗難、破損について、設置事業者の判断により、防止対策を施すこととし、これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者が負担すること。

(4) 維持管理について

ア フルオペレーション対応すること

- (ア) 設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障等の対応、定期点検、自動販売機内部・外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務（フルオペレーション）を行うこと。
- (イ) 特に、空容器回収箱は満杯にならないよう適切に管理し、定期回収に限らず、依頼があった場合は3時間以内に回収すること。
- (ウ) 衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守すること。

イ 緊急時の体制を整備すること

設置する全ての自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問合せ及び苦情については全て設置事業者の責任

において対応すること。緊急連絡先は有人のコールセンターとし、365日間合せ等に対し迅速に対応できる体制を整えること。

(5) 使用料の納付について

使用料は、本市が発行する納入通知書により、年度ごとに納入すること。

本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、都市公園法に基づく公園施設設置許可を取り消す場合がある。

なお、この場合において、自動販売機等の撤去に要する費用、その他一切の経費は、設置事業者の負担とする。

(6) その他遵守事項

ア 事前協議の徹底

(ア) 設置や維持管理の内容及び作業時間等については、事前に本市と協議のうえ、公園利用者に支障を来たすことのないよう十分に注意して行うこと。

(イ) 設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、事前に本市へ連絡すること。

イ 販売実績の報告

設置事業者は、自動販売機の設置後、本市が指定する様式により、毎月の販売実績を報告すること。

ウ 権利の第三者への譲渡等の禁止

本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡等を禁止する。

エ 特別の事情が発生した場合の協議

特別の事情が発生した場合は、本市と設置事業者との協議のうえ、本募集要項に定める内容を一部変更する可能性があるが、誠実に協議に応じること。

オ その他定めのない事項

その他定めのない事項については、本市の指示に従うこと。

4 質疑について

本件に関する質問がある場合は、書面（様式自由）にて、令和4年7月8日（金）午後5時までに、電子メールにより提出すること。

質疑提出先：京都市建設局みどり政策推進室（担当：長谷川、小林） MAIL: ryokusei@city.kyoto.lg.jp
--

質問に対する回答は、令和4年7月13日（水）までに京都市情報館に掲載する。

5 応募手続

(1) 応募方法

応募申込書に、応募を希望するブロックに提案金額を記載のうえ、その他の必要書類と合わせて、期限までに、「9 提出及び問合せ先」に提出すること。

A、B及びCブロックに応募する場合は、提案金額の内訳（Aブロックにおいては、自販機番号A1～A8とA9～A22、Bブロックにおいては、B1～B15とB16～B23、Cブロックにおいては、C1～C7とC8～C31に分けた金額）も記載すること。

なお、複数のブロックに応募することも可能とする。

必要書類一覧（各原本1部及び副本1部）

- ア 応募申込書 様式1
- イ 事業者の概要がわかる資料（会社案内等）
- ウ 業務実施体制表及び従事者の経歴
- エ 業務実績がわかる資料
清涼飲料水の販売業務について3年以上の実績を有していることを証明する資料、清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していることを証明する資料
- オ 販売予定品目
- カ 設置予定機器等の仕様がわかる資料
- キ 直近1年分の決算書（貸借対照表及び収支計算書）の写し

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方は、ア～キに掲げる書類に加えて、次の書類を提出すること。

- ク 使用印鑑届 様式2
 - ケ 誓約書 様式3
 - コ 調査同意書（京都市税） 様式4
 - サ 調査同意書（水道料金・下水道使用料） 様式5
 - シ 印鑑証明書
 - ス 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）
 - セ 納税証明書（国税等）
- ※ シ、ス、セについては、応募日前3箇月以内に発行のもの。

(2) 提出期限

令和4年7月20日（水）

※ 持参の場合の提出時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の定める休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

※ 郵送の場合は必着。

(3) その他留意事項

- ア 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- イ 提出された書類は返却しない。

6 設置事業者の決定

(1) 決定方法

応募のあった者（次の失格要件に該当する者を除く。）のうち、ブロックごとに最高額の使用料を提案した者を設置事業者として選定する。

なお、最高額の使用料を提案した者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定する。

（失格要件）

- ア 応募者の資格要件を満たしていないと本市が判断した場合
- イ 本事業を遂行するのに十分な実績又は資力がないと本市が判断した場合
- ウ 応募書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- エ その他不正行為があったと認められる場合

(2) 選定結果の通知

選定結果については、令和4年7月29日（金）までに、応募者全員に電子メールにより通知するとともに、京都市情報館において、決定した設置事業者名、提案使用料及び公募参加事業者名を公表する。

7 選定後の手続

(1) 公園施設設置許可手続

設置事業者は、本市指定の様式により、令和4年8月12日（金）までに、都市公園法第5条第1項の規定に基づく公園施設設置許可申請書を、各みどり管理事務所に提出すること。手続に係る費用は、設置事業者の負担とする。

(2) 設置する機器等の資料

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等の一式を提出すること。

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに公園施設設置許可の手続に応じなかったとき
- (2) 設置事業者の決定後、「2 応募資格要件」を満たさなくなったとき
- (3) その他、本市が公園施設設置許可の相手方として不適当と認めたとき

9 提出及び問合せ先

京都市建設局みどり政策推進室（担当：長谷川、小林）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎3階

電話：075-222-4114

MAIL：ryokusei@city.kyoto.lg.jp